

令和 2 年 6 月 15 日現在

機関番号：32712

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13655

研究課題名（和文）保証人の求償権と代位権（日独英の比較研究）

研究課題名（英文）Surety's Rights of Restitution and Subrogation

研究代表者

亀井 隆太（KAMEI, RYUTA）

横浜商科大学・商学部・准教授

研究者番号：70706910

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、主としてイギリス、ドイツ、日本における保証人の求償と代位の相違点・共通点を明らかにし、それらの歴史的背景を探るものである。本論文はとりわけ各法制度における代位の要件、代位の効果、代位権と求償権の関係、担保移転の法技術について比較・検討をし、問題状況を明らかにしたものである。

本論文全体を通じて、各国における保証人の弁済による代位の法理の特徴を明らかにし、比較検討をした。いずれの国の法制も、細部を除いては弁済代位の法理が大きな共通性をもっていることが明らかにされた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

イギリス、ドイツ、日本における重要な相違点と共通点を比較して確認した。また、付随的に、アメリカ法（リステイメント）、フランス法、近時の比較法研究の成果でもあるDCFRの規定を確認した。全体としてイギリス、ドイツ、日本における代位につき、重要な相違点と共通点が確認された。各国の法制における弁済者代位の法理の共通性と細部における差異を代位の法理の歴史、基本思想とともに明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This study mainly examines the differences and commonalities in surety's indemnification and subrogation in England, Germany, and Japan. This study clarifies the requirements and the effects of subrogation, the relationship between subrogation and the right to indemnification, and the historical background of subrogation in each legal system. Throughout this study, the characteristics of the legal doctrine of subrogation by surety in each legal system are clarified. The results show that the legal doctrine of subrogation has great commonality in the legal systems of the three countries, except for the details.

研究分野：民法学

キーワード：弁済による代位 求償権

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

弁済による代位(以下、単に代位という)は、主たる債務者の肩代わりをした者が、主債務者から求償を行う一手段である。代位に基づく求償は、債権者の有していた原債権に加え担保権を取得しうる点で、弁済者に有利な求償手段である。このような制度は各国において採用されている。わが国民法も、弁済による代位の制度を設けている。

わが国における代位をめぐる理論は、判例法を中心として発展してきた。しかし、現在においても代位が基礎とする重要な法理は確固たるものになるに至っていないように思われる。例えば、原債権と求償権の関係について、学説の多数からは、原債権と求償権は目的手段の関係にあり、主従的競合関係にあると指摘されてきたが、さらに進んで「主従的競合」概念は拡大の傾向にあり、また、学説の一部は、原債権が求償権の担保であるという解釈や、原債権と求償権の一体性を説くものなどの見解がある。このような状況の下、日本民法における代位(および求償)の法技術を基礎から問い直す必要があると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、保証人が弁済した場合における求償と弁済による代位(以下、単に代位という)の制度の法理論、法技術、法的性質を明らかにすることを目的としている。わが国の代位制度が依拠する法理については判例・学説の蓄積にもかかわらずその根本において不明確なところが大きい。方法論としては、比較法研究に基づいた。イギリスでは、代位は「不当利得の法理」に基づくと言われる。ドイツでは、非付従的な担保の移転の方法として、付従性の理論を用いずに「代位」が生じるとしているのが特徴的である。本研究は、代位の構造、担保移転の法技術などを明らかにすると同時に、代位の法理を代位と求償権の関係や付従性の理論と関連づけながら、研究が未開拓の領域の研究に踏み込むことにより、新たな視座を提供することを目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究の方法として、比較法研究を通じて、代位の構造、担保移転の法技術などを明らかにする。研究段階を6つの段階に分け、研究を進める。すなわち、ドイツの現行法の研究、日本法の現行法の研究、イギリス現行法の研究、各国法における代位制度史の研究、日本・ドイツ・イギリスの法制度とそれをめぐる議論の比較・検討、比較法的分析で得られた知見を基礎にした、日本における弁済による代位制度のあり方についての検討である。

ドイツ法に関しては、非付従的な担保の移転の法律構成である。ドイツでは非付従的な担保が普及しており、非付従的な担保においては代位による担保移転の方法として付従性の理論が妥当していない。ドイツの金融実務上重要な、保全土地債務(Sicherungsgrundschuld)譲渡担保(Sicherungsübereignung)には付従性が存在しないが担保移転義務が生じると解している。その法的根拠はいかなるものか明らかにし、近時のモノグラフィーである Hawellek, Die persönliche Surrogation: Eine vergleichende Untersuchung von Rechtsübergängen zu Regresszwecken in Deutschland, Spanien und England (2010年)等の精読を行う。

イギリス法については、近時の著作物である "Goff & Jones: The Law of Unjust Enrichment" 等、ロンドン大学教授の Charles Mitchell による代位のメカニズムに関する研究成果(学術文献等)の精読を通して明らかにする。

4. 研究成果

本研究は、イギリス、ドイツ、日本における保証人の求償と代位の法技術や要件、効果の相違点・共通点を明らかにし、それらの歴史的背景を探るものである。

第1に、保証人の弁済による代位を論じる前提としてドイツ、イギリス、日本における保証制度を概観し、各保証制度の類似性を確認した。

第2に、英米法における保証人の求償と代位について検討した。ここでは、イギリス法、アメリカ法(リステイトメント)を検討した。イギリス法における保証人の代位が、衡平法裁判所で認められたこと、1856年の商法改正法5項による保証人の代位の立法があったこと、保証人の代位の要件として債務「全額」の支払いが要求されていること、保証人がおせっかいで支払った場合に求償を認めなかった事例の検討、代位の原則は、一般に、不当利得の原則をその基礎としていることなどについて検討した。アメリカ法に関しては、第一次原状回復法リステイトメントおよび第三次保証法リステイトメントを検討した。

第3に、大陸法における保証人の求償と代位について検討した。ローマ法、フランス法を検討した。その上でドイツ法を検討した。ドイツ法に関しては、主に、求償権と代位権の関係や法技術について検討した。

第4に、わが国における保証人の弁済による代位について、代位の意義、原債権と求償権との関係を中心に、イギリス、ドイツとの比較に必要な限度において検討した。

第5に、イギリス、ドイツ、日本における重要な相違点と共通点を比較して確認した。すなわち各法制度における、代位の要件、代位の効果、担保移転の法技術について比較・検討をした。

以上の検討から、各法制度における、代位の要件、代位の効果、代位権と求償権の関係、担保移転の法技術につき比較・検討をした。いずれの国の法制も、細部を除いて弁済による代位の法

理が大きな共通性をもっていることが明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----